

# 研究発表要旨

## 剣闘士闘技における Auctoramentum

阿部 衛

葬送の儀に端を発する剣闘士闘技は帝政期にはまた異なった形で古代ローマ人の生活と結びつくようになった。ローマ帝国において剣闘士興行は絶大な人気を誇り、ローマのコロッセウムを始め、帝国各地に大規模な円形闘技場が無数に建設された。周知のように円形闘技場で働いていたのは剣闘士である。彼らの多くは戦争捕虜、刑罰奴隷、奴隷といった者たちで構成された。しかしその中には自由身分でありながら、自ら志願して参加した者もいたと言われている。これらの者は *auctoratus* と呼ばれていた。これは彼らが剣闘士に志願した際にラニスタや興行主と結ぶ *auctoramentum* に由来するからである。しかし、この *auctoramentum* については不明な点が多い。これは史料の少なさに起因すると考えられる。管見の限り、*auctoramentum* を定義づけている史料というものは現存せず、この *auctoramentum* ないし、*auctoratus* という用語もガイウスの『法学提要』や『モーセ法ローマ法対照』、*lex Iulia municipalis* といった法史料、セネカやペトロニウスの著作にわずかに確認されるのみである。

こうした史料の制約の中、多くの研究者が *auctoramentum* の実態の解明に努めてきた。先行研究の論点は以下の四つに集約される。第一に、誰が *auctoramentum* を結び得たのか。第二に、*auctoramentum* はどのような性質の契約であったのか。第三に、*auctoramentum* の法的効力はあったのか、もしそうであるのならば、どのようなものであったのか。第四に、*auctoratus* の *status* はどのようなものであったのか。とりわけ一点目について、研究者の足並みは揃っていない。Mosci Sassi に代表されるように多くの研究者は *auctoramentum* を生来自由人や解放奴隷が結び得たものと理解しているが、Sanfilippo はさらに限定し、自権者のみが結び得たとする。これに対し Guarino は自権者のみならず、他権者や隷属状態にある者も結び得たと主張する。

従って、本報告はまずこうした研究を再検討し、その上で、新たな見解を提示したいと考える。近年、剣闘士の心性に迫ろうとする研究が活況を呈している。*auctoramentum* の実態を解き明かし、*auctoratus* がどのような者たちであったのかを明らかにすることができれば、剣闘士研究も新たな局面へと向かうことができるであろう。

## ストア派の倫理学における行為と規則について

川本 愛

ストア派の倫理学の研究者たちの中で近年最も関心を集めている問題の一つに、ストア派における行為の正当性の問題がある。すでに多くの解釈が提示されているが、解釈の方向は大きくは二つに分けられる。一つは、あらゆる行為の正当性を与えるのは何らかの規則の体系であると考えた立場である（代表的な論者は、F. Mitsis、G.

Striker と J. Annas)。もう一つは、行為の正当性は行為者の理性的推論の正しさによって与えられるが、その推論は必ずしも定まった規則に従うわけではない、と考える立場である（代表的な論者は B. Inwood）。ただし上述の二通りの解釈はストア派における「無差異のもの（ἀδιάφορα）」——健康-病気、財産-欠乏、名声-悪評などが典型的な例であり、それぞれの組のうちの前者は「優先されるもの」と呼ばれ後者は「回避されるもの」と呼ばれる——の選択をめぐって、ある解釈の前提を共有する。すなわち、たしかに優先されるものを選択することが適切でないような「特別な状況（special circumstances）」は存在するが、しかしながら自然はわれわれに優先されるものを選択することを命じる「一般的な規則（general rule）」を与えていると正統的なストア派は主張したという前提である。このような解釈は N. P. White（'Two Notes on Stoic Terminology'）によって提出され、上に紹介した以外の論者にも広く受け入れられている。

本発表は、まずストア派における行為と規則の概念を明確にすることによって、個別的な状況から抽象されたタイプとしての行為を命じる規則が自然によって存在するという主張をストア派はしていないと論じる。つぎに、ディオゲネス・ラエルティオス（7.109）における適切な行為（καθήκον/officium）の区分において特別な状況として解釈されている περίστασις という語の意味を考察する。とくにセネカの書簡 66.36-39 およびエピクテトスの『言説録』2.6.9を参照することによって、περίστασις という語は困難な状況すなわち優先されるものを選択することが過ちであると予測されるような個別的な状況という意味で理解するべきであり、したがって ἀνευ περιστάσεως という表現はあらゆる個別的な状況を考慮しない場合を必ずしも意味せず、困難な状況にない場合を意味すると論じる。以上のことから、適切な行為を「一般的な規則」と「特別な状況」という概念によって区分する先の共有された前提を反駁する。そして、ストア派の倫理学において適切な行為を区分しているのは個別的な状況の二つの種類、すなわち困難な状況と困難な状況にない状況であると指摘する。

### アカイア勢の負傷と助力要請：

『イーリアス』の戦闘場面構成における第 11 巻の位置づけ

古澤香乃

戦闘三日目の朝に始まる第 11 巻では、アガメムノーンの武勇が描かれる一方で、彼を含めた 5 人のアカイア戦士達が相次いで負傷し退却してゆく。まずアガメムノーンが退くと、ディオメデースとオデュッセウスが登場する。そのディオメデースの退却後にはオデュッセウスが独り残って奮戦するが、彼が負傷するとアイアースが（メネラーオスと共に）救援に参じる。アイアースが負傷することはないが、彼の苦境を察知したエウリュピュロスがここに登場して負傷する。これら戦場中央での出来事に対して戦場の左翼では負傷したマカオンを、それに気づいたイードメネウスの手配によって、ネストールが陣屋に連れ帰る。一連のアカイア戦士の登場の仕方は様々であるが、こうした運びは戦闘場面の叙述技法の特色であり、いずれも「敵の攻撃に際

した味方の苦境に戦士が応戦する」という状況に応じた叙述のヴァリエーションだ。第11巻の場合はこれに負傷という要因が加わって、それに伴った戦士の退却と別の戦士への交代からなるパターンがアガメムノンからエウリュピュロスに至るまで駆使されている。その一方でマカオンの負傷を目撃したアキレウスがパトロクロスを派遣することによって、戦闘場面全体がパトロクロスからアキレウスという物語の中枢軸へと接続してゆく。即ち反復構成をつくっていた応戦のパターンは、最終的にそのヴァリエーションのひとつである「助力要請」の形をとって戦場中央のエウリュピュロスと、左翼のマカオンを連れ帰ったネストールの双方向からパトロクロスにまで至るのである。

2つの「助力要請」のうちネストールによるものは、第16巻におけるパトロクロス当人の参戦と死へと繋がる。かくして戦闘場面叙述における応戦のパターンが物語の進行と重なったとき、パトロクロスの出陣という応戦は負傷ではなく彼の死というプロットの転換点をもたらす。更に第17-18巻に亘る彼の遺骸を巡る戦いは、まさに「助力要請」の反復を基本とした叙述構成をとっており、それが最終的にアキレウスのもとに至って彼を戦場に呼び戻す。こうした観点から見ると、第11巻の叙述構成と第16-18巻の叙述構成は広い意味で基本構成の反復と展開の関係にあり、それぞれの叙述構成がパトロクロスとアキレウスを戦場に呼び戻すという点では、プロットの進展にも大きく寄与している。パトロクロスに対するもうひとつの「助力要請」は、アイアースの危機を救おうと登場して負傷したエウリュピュロスが求める怪我の治療という形をとる。こちらはパトロクロスに戦場に引き留め、この間に第12巻から第15巻にかけてアカイア勢の防壁が突破されるという大きな出来事を描くだけの叙事詩的時間を生み出す。本発表は『イーリアス』の戦闘場面の叙述において、こうした第11巻の場面構成が如何に機能しているのかを考察し、物語全体における本巻の位置づけと役割を明らかにする。

### *Iliad* 4. 422-45 ふたたび

『イーリアス』最後の詩人と2つの「時代」

安西 眞

JASCA 1 掲載の発表者による論文(JASCA 1, 43-62)の続編でもある。そのように書くと、いかにも「芸」のないものに聞える恐れがあるので、最初に断り書きをつける。この部分は、『イーリアス』の中心となる、アカイア勢とトロイア勢の激突から、トロイアの実質的崩壊（ヘクトルの死）という物語の核心部の始まりを告げる銅鑼の役割を持っている。3巻の冒頭(2-14)にも同種の対比が同じく比喩を使って、語られている。しかし、4巻のそれは、規模もはるかに大きく（安西によればさらに対比は大きく明確）、3巻の部分でも言われている沈黙と騒がしさという表面的な対比の、根拠となるものをも対比化している。そういう意味で「本当のはじまり」の名に価するものになり得ている。ここで、『イーリアス』という物語世界の中で、激突しているものが何と何であるのかについて、聴衆と、そして読者たる我々の意識に対して詩人が方向付け

をしてきている、という見方も成立しうる。実際に発表者はそう考えている。しかし、そのような理解を説得的に示す前に、まず、4. 439-445 が、トロイア勢の中で起きた運動を、描いているのではなく、両勢についての交互的な描写であるとする、長く続いた誤読を排除しなければならなかった。それが先行論文で行ったことである。本発表では、その誤読と、修正の試みを簡略に振り返った後、4. 422-432 についてアカイア勢を描く部分、433-445 についてトロイア勢を描く部分として置き直せば、どのような対比が見えるかを観察する。その上で、その対比が何であるかを、表現することを試みる。それは、ごく一般化して言えば、軍隊を構成し、運営をする原理の部分での根本的な差異、と言えらる。また、もしも、軍を構成する原理が、軍を持つ社会と、その社会そのものの構成原理というものに解き難く結びついているとすれば、2つの軍と、2つの社会の構成原理がここでは対比されている、とも言い得る。『イーリアス』という叙事詩に結びついた用語を使えば、英雄社会の軍と英雄社会、「鉄の時代（ヘシオドス）」の軍と「鉄の時代」の社会、この2組どうしが対比されているのだという一応の理解に達したい。しかしもし、ここまでは、たどりつき得たとしても、まだ、危険（誤読）はなくなった訳ではない。ここで「英雄時代」の軍・社会としたものを *barbaroi* と置き換え、「鉄の時代」の軍・社会を「英雄時代」の典型と置き換えるという誘惑が残る。特に、ギリシア人を「我々」とし、エーゲ海の向こう側の世界を「彼ら」とする思考の習慣に染まってきた者達には。

しかし、そういう習慣になじまない者の眼には、この対比は、彼ら（ギリシア世界）自身が経験してきた（しつつある）2つの社会、2つの時代の対比と映る。その映り様の方が正確（中立的）であることを、『イーリアス』以外の他の詩テキスト（Hes. Tyrt. を予定）をも援用しつつ説得的に論じたい。

### ゴルギアスの弁論術とアリストテレスの弁論術

プラトンの『ゴルギアス』(449a-457c)とアリストテレスの『弁論術』(I.1-3)

Tolga INSEL

伝統的な解釈では、アリストテレスの持つ弁論術の理解は、プラトンの『パイドロス』で展開された弁論術のモデルの延長、もしくは改定案であるとみなされている。この論文では、アリストテレスの弁論術とプラトンの著作との関連性についての新たなアプローチを提案する。すなわち、アリストテレスの弁論術のモデルの実体はプラトンの『ゴルギアス』で描写されているゴルギアス的な弁論術モデルの延長であると主張する。この2つのモデルの考察は次の様に進められる。まずはじめに、アリストテレスの弁論術が『パイドロス』で発展されたモデルと本質的に相違する点について論じる。次に、プラトンの対話篇中のソクラテスとゴルギアスの議論を概観し、ゴルギアス的な弁論術モデルについての私の解釈を提示する。そして、このモデルとアリストテレスのモデルとの密接な関係を次の3つの観点から証明する。つまり、第一に弁論術を能力 (*dynamis*) とみなす共通の見解、第二に弁論術を技術 (*technē*) とみなす見解、そして第三にレトリックの用途に関するそれぞれの見解である。

私の研究は、2つのモデルの次の共通点を明らかにする。

- (i) 弁論術とは説得 (peitho) に関連する能力であるとゴルギアスとアリストテレスの両者が述べている。
- (ii) 弁論術は pistis を通して説得するという点で両モデルが合意している。
- (iii) ゴルギアスとアリストテレス両者が弁論術を技巧 (techne) と考える。
- (iv) 弁論術とは具体的・個別的な問題について決定を下す必要があるときの演説に関連するとゴルギアスとアリストテレス両者が合意している。そして両者とも deliberative rhetoric, judicial rhetoric, epideictic rhetoric という3種の弁論術の形式を区別している。
- (v) 弁論術は正当に使われるべきであるとゴルギアスとアリストテレス両者が述べている。両者の見解で、悪人に対する自己防衛は弁論術を用いるための正当かつ有益な用途である。

上記共通点とは裏腹に、いくつかの重要な点においてアリストテレス的モデルはゴルギアス的モデルと相違している。最後にこれらの点について論じ、アリストテレスがどのようにゴルギアス的モデルを自らの哲学体系に適合させたかを提示する。

## 古典期アテナイにおける死刑と殺人の境界

内川勇海

本発表では、古典期アテナイにおける死刑と殺人の関係について論じる。ギリシア語において（法文や裁判中の表現であっても）「殺す」「殺される」と、「死刑に処する」「死刑に処される(ἀπο)κτείνω/ (ἀπο)θνήσκω」という単語は同一であり、私人による殺人と国家による死刑の執行は用語上区別されていなかった。これはひとまず、法律の専門用語と日常語が未分化であった古代アテナイ社会の特徴に合致している。

しかしこれは一方で、国家による死刑の執行は私人による殺人と同様に殺人行為であると認識されていたことを示している。ただし原則として殺人罪に問われることは無く、それゆえ合法的な殺人の一種であると見做すことができる。

他方史料中には、法廷において死刑が問題となる際に、原告や判決を下す陪審員たちに対する被告の復讐、殺人の穢れの発生等の言及が見られる。また、30人政権下の大量処刑に関与した人物に対する殺人訴訟も行われた。さらに磔刑やドクニンジン、処刑抗への投げ込みといった処刑方法を用いることで、役人が直接手を下すことを避けていたことも観察できる。加えて、牢獄や処刑を司る11人役の下には実際の処刑や遺体の処理を行う処刑役という国有奴隷が配置され、市民は処刑に直接関与することから排除されていた。これに加えて、私的な殺人を、国家による処刑の代行や法が命じた処刑の執行として捉えるという考え方も史料中に現れる。

以上の考察から、本発表では、実際に原告、陪審員、処刑役人が、死刑を理由に殺人訴訟で提訴される可能性や、殺人の穢れや訴追のリスクを回避するための方策など

について検討し、アテナイ人の死刑と殺人に対する認識を明らかにしたい。

法廷弁論中の原告・陪審員に対する非難の言葉は基本的にはレトリックであり、実際に訴追される可能性は低かったと言える。ただし異なる体制の下での処刑は、体制転換後に殺人罪に問われえたこと、殺人の責任をめぐる議論を観察する限り、アテナイの処刑方法は、殺人の穢れから処刑役人を守るだけでなく、役人をできる限り死刑囚の死の原因から遠ざけ、訴追のリスクを軽減するという意義も有していたことが推測される。さらに私人が国家のために殺人行為を実行することに対する国家の期待や、一般市民の死刑に対する意識などから、殺人という究極の暴力の独占が、国家によって貫徹されていたとは言えない。国家による死刑の執行さえ殺人行為として捉え、また場合によっては訴えることができるという程度にまで、古典期アテナイにおける死刑と殺人（罪）の境界は曖昧であった。これは古典期アテナイが、国家の力が相対的に弱い、あるいは主権者である市民団との分化があまり起こっていない社会であり、共同体の安全や利益を守るために、市民個人の私的な暴力の行使に相当程度依存していたということを反映していると解釈できる。

### 大セネカの修辞学理論と模擬弁論の関係について

吉田俊一郎

大セネカ『弁論家と模擬弁論家の警句、分割、潤色』*Oratorum et rhetorum sententiae, divisiones, colores* は模擬弁論 *declamatio* を扱った修辞学的著作であるが、そのラテン修辞学理論史上の位置づけにはまだ定まっていない点が多くある。その最大の要因は、彼の著作が（キケロやクインティリアヌスのような）伝統的修辞学理論書の枠組みをほぼ全く採用していないという点にある。

この著作は80あまりの模擬弁論主題を取り上げ、それぞれの主題について複数の人の行った模擬弁論からの引用断片とその分析とを収録している。取り上げる模擬弁論の主題の性質によって、裁判を模した模擬弁論に関わる『論判弁論集』*Controversiae* と、議会を模した模擬弁論に関わる『勸告弁論集』*Suasoriae* に分かれる（本発表では、残存している部分が圧倒的に多い『論判弁論集』を考察の中心とする）。個々の主題を扱う各章は、警句 *sententiae*、分割 *divisiones*、潤色 *colores* の三部から構成されている。このうち警句の部は、諸模擬弁論家の引用のみから成り立つ。分割の部は、大セネカによる、ある模擬弁論における議論の構造の記述である。また潤色の部は、模擬弁論家が自分の議論を有利にするために付け加える、主題には書かれていない細部の状況設定や、ある行為の動機や目的の解釈である。

大まかに言えば、これらの部分のうち警句の部は伝統的修辞学理論における措辞に相当し、分割と潤色とは発想および配列に相当する。しかし彼はこれらの分野における標準的修辞学理論の枠組みを使用して模擬弁論を分析することは行っておらず、彼の分析手法は独自で、かつ伝統的修辞学のきわめて限定された側面のみを扱っていると言える。この点はこの著作を修辞学史上に位置づける上で最大の問題であり、従来の研究でも注目を引いてきたが、こうした独自の枠組みが採用された理由は通常、彼

個人の批評家としての態度や、この著作の目的が修辞学全体の教授ではなくより高次の関心に限定されていたことに帰されている。しかし、大セネカが著作の中で伝統的修辞学の枠組みの利用をほぼ完全に避けているということは、より説得力のある一貫した説明を要する問題のように思われる。

本発表ではこの問題を以下のように考察する。まず、大セネカの著作の三つの部分それぞれについて、そこでの彼の引用の選択や分析における傾向を、伝統的修辞学の対応する分野の記述と比較して明らかにする。続いて、これらの傾向を、実際の裁判の場合と異なる模擬弁論の形式や目的に即したのものとして統一的に把握することを試みる。最後に、このような模擬弁論に特化した弁論の分析手法が、標準的修辞学の体系にもある程度まで取り込まれていったということ、後代の修辞学理論書との比較からも明らかにしたい。

### 比喩の海へ：新喜劇の危ない女たち

チエシュコ マルティン

海洋民族の文学において、「海」は様々なことを象徴できる。安定した陸と対立した、変わりやすく危険を孕む自然力として常に意識されていたため、よく知られているように、その直喩的あるいは比喩的な描き方がギリシャの文学にも頻繁に現れる。また、旅がギリシャの物語について重要な構成要素をなすことから、海の意識がギリシャの物語形成に多大な影響を及ぼしたことはほとんど間違いない。

いくら優れた航海術が発達しても、航海は常に運を試す未知の世界への旅立ちであり、人生の不安定さや目に見えない将来を連想させる。‘*La vie est un voyage maritime*’ (Taillardat, *Les Images d’Aristophane*, p. 46)。港にたどり着くまでの旅、船、嵐は、人生についての分かりやすい、**enargetic** なイメージとして頻繁に現れ、特にアリストパネースやヘレニズム時代に好かれていた。個人や国家の苦難、運の可逆性 (μεταβολαι τύχης) だけではなく、文学、エロース、シンポジオンの比喩としても役割を果たしていた。

では、アリストパネースとヘレニズム時代の間に盛んになった新喜劇の場合はどうだろうか。そこでは、政治的要素が省かれて、神話の英雄よりブルジョアの価値判断が優先されたが、「海」のメタファー的な存在がそのことによってどう限定されたか、それとも、どう適合したか、その表現手法を考察したい。

具体的に、出発点は Pl. *Bacch.* 471 などに見られるようなイメージである：[meretrix acerrume aestuosa] apsorbet ubi quemque attigit. Pherecrates の喜劇には Θάλαττα という名前の ἐταίρα が (初めて?) 登場人物として現れることもあり、危ない女の海との関係をギリシャ文学の中でサーベイして、新喜劇のイメージの歴史を試みる。それと同時に喜劇作者の比喩への態度も考察して、最後に Philemo, fr. 178K-A の新しい解釈を提示したい。

δοῦλος の語は、「奴隷（召使）」を示すその他の諸語 ἀνδράποδον, οἰκέτης, παῖς, παιδίον, θεράπων, θεράπεινα を包括する。ἀνδράποδον, οἰκέτης, παῖς, παιδίον, θεράπων, θεράπεινα のうち、οἰκέτης は原則として家内奴隷であり、οἰκέτης の語には、παῖς, παιδίον, θεράπων, θεράπεινα の諸語が内包される。これらの諸語によって示される人々は家に関わる内外のさまざまな仕事に従事する。内の仕事は原則として παῖς, παιδίον, θεράπων, θεράπεινα が、他方、外の仕事は οἰκέτης が担った。これに対して、ἀνδράποδον は明らかに家内奴隷ではなかった。この語は喜劇中に家内奴隷としてはまったく現われない。この語で呼ばれる人々は家とは無関係で、特に手工業・鉱山業などの分野で「人足」として用いられた。

また、δοῦλος の語は第三者が奴隷を呼ぶ（言う）時に用いられるほか、奴隷身分を表わしたり、自由人(エレウテロス)との対比において使用される。他方、喜劇中に現われる戸口での呼びかけの言葉や主人(デスポテース)が奴隷に命令するときの呼びかけの言葉に δοῦλος の語は用いられない。通常、主人は自分の奴隷(ドゥーロス)を οἰκέτης と呼び（言い）、奴隷自身は自分のことを θεράπων と言う。

戸外で農業に従事した家内奴隷は家の 奴隷(オイケイオス・オイケテース)と呼ばれている。ヘシオドスの『仕事と日』の中に次の一句を見出す。農民の生活の根本は「家と妻と耕牛（405）」であると。この箇所を引用しているアリストテレスは、この行の γυναικα を明らかに妻の義に解し、この箇所について次のようにコメントしている。

「牛は貧しい人々にとって奴隷(オイケテース)の代わりをなすものである (Pol. 1252b 11; [Arist.] Oec. 1343a 20f.)」と。エウリピデス『エレクトラ』において、エレクトラの夫はミュケナイの自作農(アウトゥールゴス)であるが、彼は奴隷を持たず、ただ一對の牛を所有するのみで、自らも額に汗して働く、貧しい農夫であった (78-9)。このような小農民の妻は召使の女(オイケテイス・ギュネー)、すなわち女奴隷(ギュネー・ドゥーレー)に代わって、家でさまざまな仕事に携わった。他方、中流の農民も存在した。彼らは 1 ないし 2、3 人の奴隷（うち 1 人は子供）を持ち、自らも額に汗して働く農民である。喜劇の中で、奴隷が一對の牛のように「双数」で示されている場合があるが、これは奴隷の所有数を考える上で、注目すべきである。クセノポンの『ポロイ』（4.5）は農地の広さと働き手の数が適度に保たれることの重要性を説いている。中小農民と富裕な農民とはその所有する奴隷の数も畑の広さも異なっていたであろう。

本報告において、悲喜劇、法廷弁論およびクセノポンの著作を吟味することによって、家内奴隷の数とその実態を明らかにする。